

第83課 株式会社—株式会社の機関（株主総会）

それでは、株式会社の機関についてひとつひとつ見て行こう。最初は、会社の最高意思決定機関である株主総会についてである。

株主総会は会社の所有者である株主の総意によって会社の意思を決定する機関で、定期的にまたは必要に応じて開催される会議である。株式の譲渡は原則として自由であるから、株主総会の構成員は常に変動することが予定されている。

株主は会社の所有者であるから、本来ならば会社に関することであれば何でも決定できそうであるが、「所有と経営の分離」の原則から、商法は、株主総会の決定できる事項を商法の定める事項に限定している（商法第230条の10）。そして、株主総会が**決定権限**を有する事項は、①取締役・監査役などの機関の選任・解任、②会社の基礎的な変更に関する事項（定款の変更や、会社の合併・分割あるいは解散）、③株主の重要な利益に関する事項（決算の承認、利益の処分・分配など）、そして、④取締役に任せてしまったら株主の利益が害される恐れがある事項（取締役の報酬の決定など）である。しかし、定款をもって定めれば、これ以外の事項についても決定権限を持つことができる。

株主総会は、**決算期**ごと（通常は営業年度のことを指す）に必ず1回は開催しなければならない。これを「定時株主総会」といい、決算期（つまり、前の営業年度の終了時）から3ヶ月以内に行う。そのほか、会社にとって重要な意思決定をしなければならないときなどに臨時に開催することもあり、これを「臨時株主総会」という。これらの株主総会は、原則として取締役会がその開催日時・場所・議題などを決定し、代表取締役がこの決定を受けて招集を行う。しかし、6ヶ月前から継続して総株主の議決権の3パーセントを保有していた少数株主は、取締役に対して招集を請求でき、これに対して招集手続きがとられないときには、その株主は裁判所の許可を得て自ら株主総会を招集することができる。これは、取締役らの経営方針に対して異議のある少数株主が、自らの主張を株主総会に提出する機会を確保するための制度である。

株主総会は原則として「招集通知」という書面をもって招集され、**決議**は商法に特別の定めのない限り、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し（定足数）、その出席株主の議決権の過半数の賛成で決定される（「普通決議」）。しかし、特別な事項については、出席株主の議決権の過半数ではなく、3分2以上の賛成が必要な場合（「特別決議」）もあり、また、出席株主ではなく、総株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要という特に厳重な条件が定められている場合（「特殊決議」）などもある。なお、現実の出席を伴わない書面による議決権の行使も可能である。

1 重要語句

a 株主総会の決定権限

本文に述べたように、株主総会は商法と特に定款において定められた事項についてしか決定権限がない。そのほかはすべて取締役会が決定する。しかし、だからと言って取締役らが好き勝手なことができるわけではない。株主総会は取締役の選任・解任権を握っているし、報酬の決定権も握っているのであるから、もし取締役らが株主らの総意に反するような行動をとれば、解任されるのは当然である。したがって、株主総会は決定権限を限定されているようには見えるが、会社の所有者—最高意思決定機関としての権限が強大であることには変わりはない。ある事項につき、取締役には任せておけない、と判断すれば、定款の変更を行って、その事項についての決定権限を株主総会に移せばよいし、意に沿わない取締役がいれば、解任すればよいわけである。

b 会社の決算期

決算期という言葉は2とおりに使われるので注意してほしい。一つは会計年度などの、会社がその収益と損失（あわせて「損益」などという）を計算する時間的単位をいう。これは定款で定める。日本の会社は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を決算期とする会社が圧倒的に多い。これを「営業年度」などともいう。もう一つは、その期間の終わりの時期を示す場合である。「当社は3月末が決算期です。」などという場合がこの意味である。日本の会社は3月31日が決算期の会社が多いので、それから3ヶ月以内の6月が、多くの株主総会が集中する時期となる。決算期の前後は会社の経理担当者は大変である。1年間の会社の財産状況の変化や収入・支出をすべて計算し、どのくらいの利益または損失があったのか確定する作業に追われる。その結果は、①貸借対照表、②損益計算書、営業報告書および④利益処分案（あるいは損失処理案）という4つの計算書類とその付属明細書という形になり、取締役会の承認と監査役の監査を受けた上で定時株主総会に提出されることになる。

c 株主総会決議

株主総会決議は、とりもなおさず総株主の意思決定であるが、この決議に手続上の欠陥（例えば出席者が定足数に満たないのに決議をしたなど）あるいは内容上の欠陥（定款で認められていないような決議をしたなど）がある場合には、そのような決議は違法であるから、これを是正しなければならない。そのため、商法は、一定の条件の下に、株主等が株主総会決議の取消しや、株主総会決議の不存在あるいは無効の確認を求めて裁判所に訴えることができるようにしている（商法第247条、第252条）。通常の民事訴訟と少し異なる特殊な訴訟である。